

## 京都府自転車活用推進協議会 設置趣旨

- ◇京都府では、自転車に関連する取組みとして「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」（平成 19 年府条例）を制定するとともに、「京都府自転車安全利用促進計画」を策定し、関連する施策を推進してきたところである。
  
- ◇「自転車活用推進法」（平成 28 年法律。以下「法」）が成立、施行され、法第 9 条に基づき、国の自転車活用推進計画が策定された。
  
- ◇京都府としても、交通安全はもとより観光や健康、地域振興などの面も含め、自転車の利活用を促進するため、法第 10 条に基づき、行政、事業者、府民等の関係者が連携・協力して施策を進める指針となる計画「京都府自転車活用推進計画」を策定する。
  
- ◇計画策定にあたって、幅広い分野の有識者から意見を聞くために、京都府自転車活用推進協議会を設置する。